

## 議会運営委員会 会議録

日 時 令和2年11月20日（金曜日）

午前9時57分開会，午前12時05分閉会

場 所 第1委員会室

---

### 日 程

#### 1 開 会

#### 2 委員長挨拶

#### 3 議長挨拶

#### 4 協議事項

（1）令和3年第1回（3月）定例会の日程（案）について

（2）令和2年第4回（12月）定例会の運営について

①上程される議案等について

ア 報 告 （6件）

イ 条 例 （10件）

ウ 補正予算 （6件）

エ 指定管理者の指定（15件）

オ 市道の認定等 （1件）

カ 組合の脱退 （1件）

キ 人 事 （1件）（最終日上程）

②一般質問について

③一般質問時における議場内出席人数の調整について

（3）請願・陳情について

（4）請願・陳情によらない意見書提出依頼について

（5）人生百年時代におけるシルバー人材センターの決意と支援の要望について

（6）令和2年度議会費における費用弁償及び旅費の取り扱いについて

（7）その他

#### 5 閉 会

---

### 出席委員（7名）

委員長 海老原 一郎

副委員長 吉田 千鶴子

委 員 吉田 博史

|     |       |
|-----|-------|
| 委 員 | 小坂 博  |
| 委 員 | 鈴木 一彦 |
| 委 員 | 塚原 圭二 |
| 委 員 | 勝田 達也 |

---

欠席委員（０名）

---

その他出席した者

|     |       |
|-----|-------|
| 議 長 | 篠塚 昌毅 |
| 副議長 | 島岡 宏明 |

---

説明のため出席した者（４名）

|       |       |
|-------|-------|
| 副市長   | 東郷 和男 |
| 副市長   | 栗原 正夫 |
| 市長公室長 | 川村 正明 |
| 財政課長  | 山口 正通 |

---

事務局職員出席者

|     |        |
|-----|--------|
| 局 長 | 小松澤 文雄 |
| 次 長 | 天貝 健一  |
| 係 長 | 小野 聡   |
| 主 査 | 寺嶋 克己  |
| 主 任 | 松本 裕司  |

---

傍聴者（０名）

---

○海老原委員長 おはようございます。定刻前ですが、議会運営委員会を開会いたします。傍聴は有りませんね。

(「ありません」との声あり)

○海老原委員長 それでは、議長から挨拶をお願いします。

○篠塚議長 おはようございます。土浦市役所もコロナウイルスの第3波に飲み込まれている状況でございます。そんな中で、安全な環境で安心して12月定例会を迎えられるために、議員の皆様にはPCR検査を受けていただきました。残念ながら1名の議員の方には賛同いただけませんで、検査を受けていただけなかったのですが、そのような安全な環境で12月議会を迎えたいと思っております。また、混乱している状況の中で、12月定例議会の内容、一般質問等についてご協議いただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○海老原委員長 それでは、協議事項に入ります。協議事項(1)令和3年第1回(3月)定例会の日程(案)の変更について、協議をお願いします。執行部から説明願います。

○東郷副市長 ただ今も議長からもございました通り、11月16日に、市の職員に陽性患者が出まして、そこから昨日まで20名ということになってしまいました。市役所クラスターみたいになってしまいました。大変、市民の皆様、議員の皆様にご迷惑をかけて申し訳ございません。その対応としては、18日に全庁舎消毒をさせていただいて、本庁舎、教育委員会の職員、全員にPCR検査を実施してございます。19日の結果、昨日400名の検査を行いましたので、14時には結果が出ると思います。今日も100名近く受けますので、最終的には結果は明日になると思います。そういうふうな状況でございます。4階については、すでに報道等でもありますように、閉鎖させていただいて、課長のみ電話での対応とさせていただいております。11月30日まで閉庁して、状況を見ながら対処出来ることは相談させていただきたいと思っております。申し訳ございませんでした。それでは、令和3年第1回定例会の日程(案)でございます。別紙資料1をお願いいたします。3月2日開会で3月23日閉会の会期でよろしくお願いいたします。

○海老原委員長 ただ今の説明について、何かご意見ありますか。

(「なし」の声あり)

○海老原委員長 無いようですので、令和3年第1回(3月)定例会日程については執行部の説明の通りとさせていただきます。次に、令和2年第4回(12月)定例会の運営についてのご協議をお願いいたします。執行部から、上程される議案等の説明願います。まず、報告について説明願います。

○川村市長公室長 おはようございます。それでは、私の方からは、第4回定例会の議案と概要について、ご説明をさせていただきます。お手元の議案と概要をお願いいたします。今回の提出案件ですが、表紙にありますように、報告6件、議案34件、合わせて40件でございます。1ページ、2ページをお開きいただきたいと思います。提出案件の一覧でございます。今回は、報告といたしまして、専決処分6件、議案といたしまして、条例10件、補正予算6件、指定管理者の指定15件、市道の認定等1件、組合の脱

退1件、そして最終日に提出いたします人事案件1件、合計40件についてご承認等をお願いするものでございます。3ページをお願いいたします。専決処分6件につきまして、順次ご説明申し上げます。報告第35号 令和2年度土浦市一般会計補正予算（第9回）の専決処分の承認について、でございます。一般会計歳入歳出予算の表をご覧ください。歳入・歳出それぞれ7,850万6,000円を追加し、総額を682億6,612万5,000円とするものでございます。歳入につきましては、国庫支出金及び繰入金の増でございます。歳出につきましては、下の表、補正予算概要をご覧ください。

4款衛生費1項保健衛生費2目予防費予防費関係新型コロナウイルス対策事業は、高齢者のインフルエンザ予防接種費用の負担を軽減し、早期接種を促すことで、重症化を予防するとともに、新型コロナウイルス感染症との同時流行による、医療体制の逼迫を回避する目的で実施する事業でございます。財源に地方創生臨時交付金を充当し、残額に財政調整基金を繰入するものでございます。インフルエンザの流行に間に合うよう予防接種の体制整備を行う必要があることから、10月1日に専決処分したものでございます。報告第36号令和2年度一般会計補正予算（第10回）の専決処分の承認について、でございます。4ページの一般会計歳入歳出予算の表をご覧ください。歳入・歳出それぞれ、2億8,020万4,000円を追加し、総額を685億4,632万9,000円とするものでございます。歳入につきましては、国庫支出金及び繰入金の増でございます。歳出につきましては、下の表、補正予算概要をご覧ください。2款総務費1項総務管理費23目諸費市税過誤納還付金につきましては、法人市民税の令和元年度分の確定申告及び平成30年度の修正申告等により、過誤納還付金に不足が生じることから、増額計上するもので、財源には財政調整基金を繰り入れるものでございます。4款衛生費1項保健衛生費2目予防費予防費関係新型コロナウイルス対策事業につきましては、新型コロナウイルスのPCR検査、抗原定量検査を希望する65歳以上の高齢者及び基礎疾患を有する市民を対象に、市内協力医療機関における検査費用を助成するための委託料等を計上するものであり、財源として国の補助金及び地方創生臨時交付金を充当するものでございます。市税過誤納還付金については、企業の申告があったのち速やかに、また、PCR検査等については、市内医療機関等との調整が整った本年11月9日に専決処分したものでございます。以上の報告案件については、地方自治法179条第1項の規定により専決処分したものであり、同条第3項の規定に基づきご承認をお願いするものでございます。続きまして、報告第37号中学校体育祭練習における人身事故の和解につきましては、平成29年9月に第六中学校で、体育祭種目人間橋渡りの練習中、上を渡る生徒が2回落下した際、2回とも被害生徒に足が接触し、被害生徒が頸椎を負傷した人身事故について、和解が成立したことから、地方自治法第179条の規定により、承認をお願いするものでございます。和解内容は、本市が治療費、交通費、傷害慰謝料、後遺障害慰謝料等を支払うもので、全額、全国市長会学校災害賠償保障保険等から支払われます。和解成立日に専決処分したものでございます。5ページをお願いします。報告第38号道路管理瑕疵による物損事故の和解につきましては、神立中央5丁目地内、市道Ⅰ級18号線を自動車で走行中、道路の陥没個所に車体が接触し、車両の一部が破

損したことによる和解であり，報告第39号道路管理瑕疵による物損事故の和解につきましては，穴塚地内，市道Ⅱ級11号線を自動車で行中，道路の陥没個所に右前輪が接触し，車両の一部が破損したことによる和解，報告第40号投票施設管理瑕疵による人身事故の和解につきましては，土浦市長選挙投票後，投票所内通路に敷かれたロールマット上で転倒し，肩を負傷したことによる和解でございます。報告第38号から第40号につきましては，いずれも，和解成立日に専決処分を行ったものであり，地方自治法第180条の規定により報告するものでございます。以上で，報告案件の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○海老原委員長 ただ今の説明につきまして，何かございますか。

（「なし」の声あり）

○海老原委員長 無いようですので，条例について説明願います。

○川村市長公室長 続きまして6ページをお願いいたします。議案の説明をさせていただきます。まず，条例10件について，ご説明いたします。議案第62号土浦市行政組織条例の一部改正につきましては，新たな行政課題に対応した組織の設置など，市民にわかりやすく機能的な組織の構築を図り，更なる効率的かつ効果的な行財政運営を推進するため，行政機構の一部見直しを行うことによる改正で，市長部局の部の再編に伴う名称の改正及び事務分掌の整理，関係条例を整理するものであり，令和3年4月1日から施行するものでございます。議案第63号土浦市職員の給与に関する条例等の一部改正につきましては，人事院勧告に基づき関係条例を一括改正するものであり，その内容は，令和2年12月の期末手当支給月数を0.05月引き下げ，また，令和3年4月1日からは，6月期及び12月期の期末手当が均等になるよう配分する改正でございます。施行期日は，令和2年12月1日及び令和3年4月1日でございます。7ページをお願いいたします。議案第64号土浦市国民健康保険税条例の一部改正につきましては，地方税法等の改正に伴う改正であり，基礎控除額を43万円に引き上げるとともに，税制改正により保険税の軽減措置に該当しにくくなる世帯が生じることから，保険料軽減判定において不利益が生じないようにするための改正，また，租税特別措置法の改正に伴い引用条項を追加するものであり，令和3年1月1日から施行するものでございます。続きまして，議案第65号土浦市廃棄物の処理及び再利用に関する条例の一部改正につきましては，家庭系一般廃棄物の燃やせるごみと燃やせないごみの手数料を引下げる改正であり，令和3年10月1日から施行するものでございます。議案第66号土浦市保育所条例の一部改正につきましては，公立保育所の民間活力導入事業により，新生保育所を民間事業者へ移管することから，新生保育所の名称及び位置を削除する改正でございます。民間事業者へ移管する令和3年4月1日から施行するものでございます。8ページをお願いいたします。議案第67号土浦市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては，子ども・子育て支援法の改正に伴う改正で，特定地域型保育事業の定義に関する条項ズレを整理するもので，公布の日から施行するものでございます。続きまして，議案第68号土浦市療育支援センター条例の一部改正につきましては，実施事業の追加及び整理等を行うも

ので、具体的には、新たな事業として、保育所等訪問支援事業を追加し、また、これまでの、つくし学園・つくし療育ホーム・幼児ことばの教室を児童発達支援と事業名を変更、さらに、早期療育相談を障害児相談支援等とし、また、利用定員及び利用対象者について、条例で定めていたものを運営規定に委任する改正で、令和3年4月1日から施行するものでございます。議案第69号土浦市火災予防条例の一部改正につきましては、省令の改正に伴う改正で、条例で定める、電気自動車等を充電するための急速充電設備にかかる基準を拡大する改正及び急速充電設備に係る安全対策基準を追加する改正であり、令和3年4月1日から施行するものでございます。9ページをお願いいたします。議案第70号土浦市土地開発公社の解散に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、土浦市土地開発公社の解散に伴い関係条例を廃止及び改正するもので、具体的には、公益法人等への職員の派遣等に関する条例において、市職員を派遣することができる団体から、土浦市土地開発公社を削除するもの及び土地開発公社対策基金条例を廃止するもので、公布の日から施行するものでございます。議案第71号 土浦市老人デイサービスセンター条例の廃止につきましては、現在、市内53事業所がデイサービス事業を実施しており、供給体制が整ったことから、老人デイサービスセンター「ながみね」を廃止することに伴い、その設置条例を廃止するもので、令和3年4月1日から施行するものでございます。条例の改正については以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○海老原委員長 ただ今の説明について、何かございますか。

○勝田委員 よろしく申し上げます。2点ほど教えていただきたいのですが、まず、議案第63号の給与の件ですけれども、人事院勧告で0.05下げるといのは分かりました。12月期に、1.25、1.275、0.05、あっ違うか。そうか。いわゆる合計は変わらないと思うんですけれども、これは、そういうことなんでしょうか、ということなんです。どういうことかという、人事院勧告で下げるというのはその通りだと思っんですけれども、下げた分を後ほど割り増しして、合計が変わらないということでしょうか。というのを1点教えてください。

○川村市長公室長 まず、令和2年度12月期の期末手当の支給月数ですけれども、1.3から1.25へ変わります。令和3年度につきましては、平常化するということで、6月、12月とも1.275月になったということでございます。

○勝田委員 そうしますと人事院勧告の前に関しては、2.55よりあったということですか。その合計は変わらないということですか。その合計自体は変わるのでしょうか。

○川村市長公室長 人事院勧告前は、6月期1.3、12月期1.3だったのが、12月期1.25に下がるということでございますので、0.05下がるということでございます。

○勝田委員 はい、分かりました。ありがとうございます。もう1点いいですか。65号ですけれども、ごみ袋の値下げに関してということで、市民の要望に伴い下げると思っんですが、元々15L、30L、量は3倍なのに値段が高いのは、以前の説明ですと、なるべくごみを減らしたいと、だから、小さい方を皆さんに使っていただきたいので、

値段に差をつけている説明だった記憶がするんですけども、今回は、ちょうど3倍だから10円から30円と分かりやすいようになったと思うのですが、これは、当初のごみの減量と言う目標を達成したから、これを平常化というか割合をぴったり合わせられたのか、そもそも方針を転換したから合わせられたのか、というあたりの見解を教えてくださいなればと思います。

○川村市長公室長 ごみの減量につきましては、目標までは達成されておりましたが、ただ、確実に減っております。そういったことから、今回この改正に踏み切ったということでございます。

○勝田委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

○海老原委員長 その他、何かございませんか。

(「なし」の声あり)

○海老原委員長 無いようですので、次に補正予算について説明をお願いします。

○川村市長公室長 続きまして、補正予算について説明させていただきます。議案第72号から第77号は、令和2年度一般会計及び特別会計の補正予算でございます。予算総括表をご覧ください。今回の補正は、歳入歳出それぞれ、一般会計で17億3,699万9,000円、特別会計に5,452万2,000円、合計で17億9,152万1,000円を追加し、総額で1,122億6,204万8,000円とするものでございます。10ページをお願いいたします。まず、一般会計の補正予算でございます。歳入歳出予算をご覧ください。歳入歳出それぞれ17億3,699万9,000円を追加し、総額を702億8,332万8,000円とするものでございます。具体的な内容は、11ページ以降の概要をご覧ください。2款総務費1項総務管理費1目一般管理費亀城プラザ管理運営事業は、亀城プラザの指定管理者である、産業文化事業団の人事異動に伴う人件費の減や、感染症の影響により、休館していたことによる歳出の減などによる指定管理料の減額補正でございます。5目広報広聴費には、二つ項目がございますが、いずれも既存予算の財源更生で、広報広聴管理事業は、新型コロナウイルス感染症関連情報を市民へ周知するための臨時的な広報印刷経費に、地方創生臨時交付金を充当するものでございます。また、下段は9月議会で補正いたしました、テレワーク移住体験ツアー事業が、県補助金に採択されたことによる、臨時交付金から県支出金への財源更生でございます。8目財産管理費新庁舎維持管理事業は、本庁舎における、感染症拡大防止のため、窓口での飛沫感染対策として、アクリルパーティション購入経費の計上でございます。9目企画費ふるさと土浦応援寄付事業は、寄付金の受入額が大幅な増と見込まれることに伴う、取扱い業者への委託料等の増額計上でございます。水郷筑波サイクリング環境整備事業は、新型コロナウイルスを想定した、新しい生活様式において、自転車の活用が推奨されていることを踏まえ、本市のサイクリング環境・まちの見どころ等を広報するサイクリングPR誌を作成するため、委託料等の計上でございます。10目事務管理費情報政策管理事業は、既存予算の財源更生で、新型コロナウイルス感染症拡大防止を目的とした、リモート会議を行うためのタブレット端末導入に係る経費に対し、地方創生臨時交付金を充当するものでございます。11目市民活動費コミュニティ

事業助成事業は、宝くじ助成金を活用した、町内会に対するコミュニティ事業助成金について、令和2年度分として、臨時に追加募集があったことから、補助金を増額計上するもので、自治総合センターから10/10の補助があることから、歳入に同額を計上するものでございます。神立地区コミュニティセンター管理運営事業は、感染症拡大防止のため、和式トイレを蓋つきの洋式トイレに改修するための経費及びリモート会議や講習会が実施できる環境整備のため、Wi-Fi導入に係る費用の計上でございます。13目国際交流費国際交流推進事業は、感染症拡大防止の観点から、パロアルト市との中学生交換交流事業を中止したことによる、補助金の減額計上でございます。20目防災費地域防災関係新型コロナウイルス感染症対策事業は、避難所における感染リスクを低減させるため、パーティションや簡易間仕切りなどの購入費用の計上でございます。24目財政調整基金費は、土浦土地開発公社の解散に伴う、土地開発公社対策基金繰入金及び土地開発公社残余財産について、財政調整基金に積み立てるための積立金の増額計上でございます。12ページをお願いいたします。3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費行旅病死亡人取扱事業は、身元不明や、埋葬・火葬を行うものがない遺体について、市が代わりに埋火葬を行うもので、今年度、該当ケースが増加していることによる必要経費の増額計上でございます。本事業は、10/10県負担となっていることから、同額県支出金を歳入に計上しております。新治総合福祉センター施設整備事業は、施設の老朽化に伴う、脱衣所排煙オペレーターの交換工事及び、脱衣所内壁ボードの一部交換工事費の計上でございます。総合福祉会館感染症予防対策事業は、災害時に福祉避難所となる総合福祉会館に、Wi-Fi環境を整備する費用及び、感染症拡大防止策として、消毒液やマスクなどの購入費用の計上でございます。新治総合福祉センター感染症予防対策事業は、災害時に福祉避難所となる新治総合福祉センターに、Wi-Fi環境の整備及び感染症拡大防止策として、消毒液等の購入費用の計上でございます。介護保険特別会計繰出金につきましては、介護保険特別会計における、財源不足に対応して繰出金を増額計上するものでございます。5目老人福祉費地域包括ケアシステム推進基盤整備事業は、在宅医療を担う事業者が、基盤整備の充実を図るための整備費用に対する補助金の増額計上で、歳入に、県補助金を計上するものでございます。老人福祉費関係新型コロナウイルス感染症対策事業は、市内の老人福祉施設等において感染症拡大防止策として整備する、マスク・消毒液等の購入経費の計上でございます。生きがい対応型デイサービス施設感染症予防対策事業は、生きがい対応型デイサービス各施設において、感染症拡大防止策として整備する、マスクや消毒液等の経費の計上でございます。介護予防教室等感染症予防対策事業は、介護予防教室や訪問事業実施時における、感染症拡大防止策として整備するマスクや消毒液等の経費の計上でございます。2項児童福祉費2目児童福祉対策費結婚新生活支援事業は、結婚新生活に伴う、引越費用及び敷金、礼金などの賃貸初期費用を支援する補助事業において、当初の予定件数を上回る見込みであることから、補助金を増額補正するもので、1/2の国の補助があることから、歳入に国庫支出金を計上するものでございます。産後ケア事業は、出産後、育児支援を必要とする産婦に対し、心身のケアや育児のサポートを行う事業において、令和元年度国庫



補助金の精算に伴う返還金の計上でございます。5目保育所費保育所等新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業は、公立保育所における感染症拡大防止策として、行事等で使用するフェイスシールドの購入経費の計上でございます。6目私立保育園費保育所等新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業は、感染症対応にあたった医療従事者や介護施設職員に対し、国から慰労金が支払われることとなりましたが、慰労金の支給対象外となった保育施設の職員に対し、本市独自の慰労金として、プレミアム付商品券を配布するための費用を計上するもので、財源として地方創生臨時交付金を充当するものでございます。13ページをお願いします。4款衛生費1項保健衛生費2目予防費予防費関係新型コロナウイルス対策事業は、公共施設（市の施設）における、新型コロナウイルス感染症拡大防止策として整備する、マスク・消毒液・パーティションなどの経費及び避難所となる保健センターのWi-Fi環境を整備するための費用の計上で、財源として地方創生臨時交付金及びこれまでいただいた寄付金を充当するものでございます。6目母子保健事業費産婦健康診査事業は、令和元年度産婦健康診査事業における国庫補助金の精算により、超過交付分を返還するものでございます。7目診療所費休日緊急診療所運営事業は、休日診療所において、新型コロナウイルス感染症防止対策として、N95マスクや空気清浄機、感染性廃棄物保管用の倉庫を購入する経費の計上で、財源として、県の実施する、医療機関における感染拡大防止等支援事業補助金を充当するものでございます。4目清掃費ごみ処理関係新型コロナウイルス感染症対策事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により、外出を自粛する中で、ごみの排出に係る費用負担の軽減を図るため、ごみ袋を無料配布するための経費の計上で、財源として、地方創生臨時交付金を充当するものでございます。6款商工費1項商工費2目商工業振興費商工業振興育成事業は、感染症拡大防止策として、勤労者総合福祉センター（ワークヒル）を一時的に閉館、また、施設利用や講座の受講を一部制限したことから利用料収入が減少したことに伴う、指定管理料の増額補正でございます。土浦市勤労者総合福祉センター整備事業は、水害時に避難所となる当センターに、Wi-Fi環境を整備するための費用の計上でございます。5目観光費観光事業は、感染症拡大防止策として、国民宿舎水郷を一時的に休館し、また、施設利用の一部を制限したことから、利用料収入が減少したことに伴う、指定管理料の増、及び産業文化事業団本部の職員2名増による人件費増額に伴う運営補助金の増額補正でございます。土浦キララまつり開催事業は、感染症の影響により、土浦キララまつりが中止となったことによる補助金の減額補正でございます。観光施設新型コロナウイルス感染症対策事業は、各観光施設における感染拡大防止対策として、整備する消毒液やパーティション、及びキャッシュレス導入に係る経費の計上でございます。7款土木費4項都市計画費1目都市計画総務費下水道事業会計繰出金は、排水ポンプ場の電気料の増に伴う下水道事業会計の財源不足に対応する繰出金の増額補正でございます。11目霞ヶ浦総合公園整備事業費霞ヶ浦総合公園整備事業は、産業文化事業団の人事異動による人件費の減等に伴い、霞ヶ浦総合公園の管理委託料、及びテニスコートの指定管理料を減額補正するものでございます。14ページをお願いします。8款消防費1項消防費1目常備消防費常備消防警防救急事業は、10

月に採用した6名の消防職員分の被服や防火衣の購入費用及びB型肝炎、麻疹、風疹等の感染症に対する抗原・抗体検査費用の計上でございます。下段は、救急現場におけるサージカルマスクや感染防止衣等の感染防止資機材に不足が生じないよう購入費用を計上するものでございます。2目非常備消防費非常備消防一般管理事業は、消防団員が活動する際の感染防止資機材として、サージカルマスクを購入するための費用を計上するものでございます。9款教育費1項教育総務費2目事務局費指導課管理運営事業は、感染症拡大防止のため、市民会館を会場とした各中学校の音楽祭の中止、及び、各学校の教員を対象とした教育総会のオンラインでの開催に伴う会場借上料の減額補正でございます。学力向上対策事業は、県の事業である、夏休みの補充学習、学びの広場において、今年度は学習をサポートする大学生等のサポーターを活用しなかったことから不用額を減額補正するものであり、財源についても県の委託分を減額するものでございます。教育一般管理費は、教育委員会の児童生徒送迎バスにおける座席用飛沫感染防止パーティションの購入費用の増、及び、バスの運行委託における感染症の影響による運行日数、時間の減等に伴う委託料の減、並びに、バス購入における入札結果による車両購入費用の減額補正でございます。2項小学校費1目学校管理費小学校空調機器整備事業は、学校施設環境改善交付金事業において、文部科学省から前倒しでの追加の内定があったことから、理科室などの教科別特別教室にエアコンを設置するための工事費等を計上するものであり、歳入には基礎額の1/3の補助があることから、大規模改造工事交付金、及び、地方創生臨時交付金を充当するものでございます。小学校GIGAスクール構想推進事業は、7月の臨時会におきまして補正予算を計上いたしました、児童生徒1人に1台のタブレット端末を配備いたしますGIGAスクール構想において、地方創生臨時交付金を対象外の部分にも充当していたことから、交付金を減額し地方債を充当する財源更正を行うものでございます。3目学校建設費小学校施設大規模改造事業は、文部科学省から追加で内定となり、前倒しで行う、和便器の洋便器への交換など、トイレ環境を改善する工事費等を計上するものであり、歳入には、大規模改造工事交付金、及び、地方創生臨時交付金を充当するものでございます。3項中学校費1目学校管理費中学校空調機器整備事業は、前倒しで行う教科別特別教室へのエアコン設置における中学校分でございます。中学校GIGAスクール構想推進事業は、GIGAスクール構想推進事業における、財源更生の中学校分でございます。15ページをお願いいたします。2項中学校費2目教育振興費宿泊体験学習事業は、感染症の影響で、中学生の宿泊体験学習を中止したことによる減額補正でございます。3目学校建設費中学校施設大規模改造事業は、前倒しで行う、都和中学校の校舎及び屋外トイレを洋式化するための工事費等の計上でございます。5項社会教育費4目芸術文化振興費土浦薪能開催事業は、感染症の影響で、第23回土浦薪能を中止したことによる、減額補正でございます。5目市民会館管理費市民会館管理運営事業は、感染症の影響により利用料収入が大幅に減少した、市民会館の指定管理料の増額補正でございます。市民会館関係新型コロナウイルス感染症対策事業は、市民会館の感染症対策用消耗品の購入費用、及び施設利用者が動画等をインターネット配信する環境を整備するための費用の計上でございます。6目公民館費

公民館関係新型コロナウイルス感染症対策事業は、災害時の自主避難所となっている各地区公民館に、W i - F i 環境を整備するための費用の計上でございます。9目図書館費図書館新型コロナウイルス感染症対策事業は、感染症拡大防止対策として、電子書籍1, 100点分の購入に伴う権利使用料、及び便座除菌クリーナーの賃借料の計上でございます。利用者が多い施設はリースが安くなる。図書館の場合、購入と差がない。本庁は、庁舎内は購入。市民ホール側はリース対応。6項保健体育費目社会体育振興費 スポーツ及び運動競技推進事業は、感染症の影響により、中止とした市民体育祭開催委託料の減額補正でございます。3目体育施設費体育施設維持管理事業は、産業文化事業団の人事異動による人件費の増や、感染症の影響による収入減に伴う霞ヶ浦文化体育会館の管理委託料の増額計上、及び、一般営業を中止した水郷プール管理委託料を減額計上するものでございます。4目学校保健管理費学校保健管理費新型コロナウイルス感染症対策事業は、小、中、義務教育学校での感染症対策のための、マスクや消毒液、体温計等の保健衛生用品の購入費用の計上でございます。その下の、人件費補正につきましては、条例改正でご説明しました、人事院勧告に伴う期末手当の減や人事異動等による一般会計分の減額補正でございます。その下の、人件費繰出金は、人事異動等に伴い各会計への繰出金が増となるものでございます。その下、歳入でございますが、体育施設費でも説明させていただきましたが、水郷プールの一般営業を中止したことに伴い、当初予算で見込んでいた使用料収入を減額するものでございます。一般会計の合計欄でございますが、9億3, 616万9, 000円の一般財源のうち、ふるさと納税が大きく寄付を伸ばす見込みですが、不足分は財政調整基金から繰り入れすることとなります。

16ページをご覧ください。続きまして、特別会計でございます。国民健康保険特別会計一般被保険者保険税還付事業は、資格喪失や所得の減等による保険税の還付金について、感染症の影響により収入額が3/10以上減収となった場合、保険税が減免されることになり、既に納付した保険税の還付が増加していることから、増額計上するものであり、歳入の減免部分については、国から県を通じて全額特別調整交付金の手当があることから、県支出金を財源として充当するものでございます。介護保険特別会計一般管理事業は、介護報酬等は3年ごとに改定されますが、令和3年度の改定に備えるため現在使用しているシステムの改修委託料を計上するものであり、国の1/2の補助があることから、財源として国庫支出金を充当するものでございます。高額医療合算介護サービス費は、要介護認定者について1年間の医療及び介護の自己負担額が限度額を超えた場合に支給する、高額医療合算介護サービス費負担金に不足が生じることによる増額補正でございます。地域包括支援センター窓口事業は、地域包括支援センターにおける、総合相談業務、ふれあい台帳整備、緊急通報調査、配食サービス調査の増加により、委託料に不足が生じることによる増額補正でございます。高齢者等在宅生活支援配食サービス事業は、虚弱や障害、疾病等により調理が困難な高齢者や高齢世帯に食事を提供する配食サービスの利用が増加しており、事業費に不足が生じることによる委託料の増額補正でございます。下水道事業会計 ポンプ場維持管理事業は、ポンプ場の電気料は、過去1年間の最大電力使用月を基礎として基本料金が算定されることから、今年の集中豪雨

の影響により高い算定基礎額となっており、電気料に不足が生じることによる増額補正でございます。水洗化普及事業は、感染症の影響により中止となった、下水道促進コンクール開催経費の減額補正でございます。公共下水道管渠緊急改築事業は、本年7月に発生した国道125号線の道路陥没事故の原因となった、下水道管の腐食、破損等について、陥没箇所周辺をカメラ調査した結果、鉄筋露出等の腐食を確認したことから、早急に改築するための工事費の計上でございます。その下、人件費補正は、特別会計における人事異動等に伴う人件費の補正でございます。補正予算については、以上でございます。

○海老原委員長 ただ今の説明について、何かございますか。

○勝田委員 ご説明ありがとうございました。1点教えてください。15ページの1番下のところですが、一般財源9億3,000いくらの中で、土浦ふるさと応援寄付金が5億4,000万円増えて、ありがたいお話で、下に財調からの繰り入れがあると思います。勿論繰り入れをするということは、財調の残額が減ると思うんですけど、財調を確保していくというような方針だったような気がするんですけど、繰り入れした財調を繰り入れる以上は、残額が減るんでしょうけれども、これは、今後余力があれば積み立てをしていくような方針なんではないでしょうか。もし分かれば教えてください。

○川村市長公室長 財政調整基金につきましては、実際に決算上の実質収支が出た場合には、1/2を積み立てるか、あるいは起債の償還に充てなければならない、とされておりますので、決算上実質収支が出た場合には、積み立てをしていくということになると思います。

○勝田委員 決算が出ていないから分からないということですね。分かりました。ありがとうございました。

○塚原委員 14ページの小学校・中学校空調機器整備事業と書いてあるんですけど、これは、空調機器設置工事費の金額の中には、教室への空調設置、後は、音楽室、休憩室への設置の他に給食室とか残っているところがあると思うんですけど、そういうところも入っていることでよろしいのでしょうか。

○川村市長公室長 今回の工事は、普通教室にはエアコンは整備されておりますので、理科室、図工室などの特別教室にエアコンを設置するものでございます。

○塚原委員 今年、造っていただいた給食室に空調を入れていただいたのですが、まだ大規模なところは残っているというところがあると思うんですね。それも入っているんですか。

○川村市長公室長 給食室、配膳室については、今年度の予算で実施することになっております。

○塚原委員 はい、分かりました。

○海老原委員長 その他、ございますか。

(「なし」の声あり)

○海老原委員長 次に、指定管理者の指定から組合の脱退について、一括して説明をお願いします。

○川村市長公室長 17ページをお願いいたします。指定管理者の指定でございます。地方自治法の規定により、指定管理者を指定するときは、議会の議決が必要なことから、議案第78号土浦市神立地区コミュニティセンターの指定管理者の指定について、乃至、第92号土浦市生涯学習館の指定管理者の指定についてまでの15の施設について、議案として提出するものでございます。18ページは、指定管理する施設の名称、指定する団体の名称、指定期間、債務負担限度額の一覧でございます。なお、自転車駐車場、及びレストハウス水郷については、債務負担の設定はございません。19ページをお願いいたします。議案第93号市道の路線の認定につきましては、民間会社の開発行為に伴う認定でございます。西真鍋の1路線を市道認定するものでございます。20ページをお願いいたします。議案第94号湖北環境衛生組合からの脱退につきましては、新治地区のし尿を処理しておりました湖北環境衛生組合から、汚泥再生処理センターの整備により、来年3月31日をもって脱退することから議案として提出するものでございます。なお、最終日に追加提出いたします、人事案件1件を予定しております。議案第95号は、土浦市公平委員会委員の選任の同意について、でございます。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○海老原委員長 ただ今の説明について、何かございますか。

○勝田委員 18ページの土浦市ふれあいセンター「ながみね」の指定団体が、これは株式会社ということだと思うのですが、債務負担行為限度額も多く、どういう会社なのですか。教えてください。

○川村市長公室長 ビートという会社ですけれども、現在、水郷プールの管理委託も受けています。主に、スポーツ施設関係を実施している事業者と聞いております。

○勝田委員 「ながみね」は継続でしたっけ。この会社が初めてでしたっけ。

○川村市長公室長 現在、これまでは、祥風会と言う社会福祉法人が指定管理を受けておりました。ビートが受けるのは今回初めてです。

○勝田委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

○海老原委員長 よろしいでしょうか。その他、ございますか。

(「なし」の声あり)

○海老原委員長 無いようですので、上程される議案等の説明は終わりました。その他、執行部から何かありますか。

○東郷副市長 その他ですけれども、全協の日程について、でございます。まず、初日に全協をお願いしたいということでございます。11月30日9時からということで、案件につきましては、3カ年の実施計画、長期財政見通しと財政運営の基本的な考え方、令和3年度に向けた行政機構の一部見直し、ごみ袋の手数料の関係、湖北組合からの脱退の関係、上大津地区小学校適正配置実施計画について等でございます。それから最終日に人事案件、先ほど説明させていただきましたけれども、その関係で中日に、一般質問の最終日の時に全協をお願いして、公平委員の選任の同意についての説明をさせていただきたい。それから、最終日に案件はございませんけれども、案件が生じた場合には開催していただきたい、ということでございます。

○海老原委員長 ただ今の件については、よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○海老原委員長 それでは、執行部の皆様は退席していただいて結構です。ここで、コロナ禍ということもありますので、5分間休憩いたします。

(執行部 退席)

(休憩：10時50分 再開：10時55分)

○海老原委員長 それでは、再開いたします。次に②一般質問について、議長からお願いいたします。

○篠塚議長 一般質問について、皆様にご協議いただきたいと思います。ご案内の通り4階フロアが全部閉鎖されておりまして、業務が12月1日から始まるという11月30日までは、動けないということで、また、保健福祉部にあたりまして、コロナウイルス感染症の対策で非常に混乱している状況でございます。市役所の機能が非常に低下している中で、一般質問について質問を通告されても中々回答が得られない、明確な回答が出来ない状況になっているので、出来れば12月定例会の一般質問を取りやめいただきたい、という提案でございます。ご協議のほどよろしくお願いいたします。

○海老原委員長 今日、結論を出さなくてはいけない、ということでございます。そう言ったことを踏まえまして、皆様からご意見を伺います。

○吉田(千)副委員長 ただ今、議長から諮問されたわけですが、その前に、前回にこの委員会で公明党2名でということで、そうした中で、他の会派との調整でということで、ありがたく、そういうお話をいただいて、政新会の皆様には、本当にお心遣いをいただきまして、いいですよという話をいただいたことに、御礼を申し上げます。今日は、吉田委員さん、そして数人委員さんいらっしゃいます。本当に、寺内会長始め政新会の皆様には本当に心から感謝をしております。ありがとうございました。そうした中で、今回また大きく情勢が変わっている、と篠塚議長から並々なぬ思いを、私自身も察するところがある思いでいっぱいでございます。そうした中で、私の方としては、コロナ禍にあっても、行政の皆様が大変な思いをするというのが重々承知しているというところではございますが、我々は、市民の要望を受けてございますので、そう言った意味からコロナ禍である、だからこそ、例えば、各会派1名、そして時間も短縮した上で何とか出来ないだろうか、一般質問をさせていただけないだろうか、そういう思いがございます。本当に、コロナに負けないという、そういう思いが、市長も今、大変な中で陣頭指揮を執っていただけていますが、そういった思いが多々あるのではなかろうかと推察するところであります。そういった意味からも一般質問をさせていただくことによって、市長の市民に対する思い、執行部の思い、そう言ったものが一般質問で届けられたら、市民の安心・安全につながるという思いから、何とか、各会派1名、時間短縮で質問をさせていただけないだろうか、という私自身の意見でございます。よろしくお願いいたします。

○小坂委員 吉田副委員長さんのおっしゃられたことももつともだと思います。私もど

ちらかという代表で質問をやってもいいんじゃないかと思ってはおります。ただ、今の議長からの説明からしますと、ある意味執行部からの強い要望ということなので、これは、ちょっと中々難しいのかなと言うのも正直なところでございますので、結論は今日出さなければいけませんので、やるかやらないかということだろうと思います。委員長皆さんに意見をいただくようお願いします。私も正直難しいという気がしていますので、よろしくお願いします。

○篠塚議長 訂正をお願いしたいのですが、執行部からこちらに止めてくれという意見はきておりません。

○小坂委員 はい、分かりました。

○海老原委員長 小坂委員、その他。

○小坂委員 了解です。すみません。訂正いたします。要望があったということではないけれども、非常に煩雑な業務の中でやっているということでございますので、議長の方からの思いということで受けております。ということでお願いいたします。

○海老原委員長 結論は。

○吉田（博）委員 自分の意見は。

○小坂委員 私はやってもいいかなと思います。

○塚原委員 吉田副委員長の意見も重々理解出来るのですが、現状を見ると、答弁をするまでの資料作りであったり、全然手に負えない状態じゃないかというふうに思います。健康増進課がコロナウイルスの最前線にいると思うので、そういう意味では委員会の事前資料も、もしかしたら間に合わない状態の中で、ここで、一般質問と全然関係のない質問をしているのか、私も一般質問をさせていただこうと思っていまして、空き家問題をさせていただこうと思っていたのですが、この状態の中で、空き家問題を質問してどうなのかなというのがある中で、やはりコロナウイルスの質問が中心なのかと思います。その中で、さっき議長から話があったように、質問に答えられるだけの準備が出来るのか、私は厳しいのかなと、その他、道路課も含めた4課もありますので、今回の場合、一般質問はなしということで私は考えています。

○勝田委員 私は、一般質問というのは、常にやるべきだと思っておりますが、ただ今回、市役所の状況が、答弁いただく側が通常とはかなり異なるというふうに私は理解しているのですが、ただ、しょっちゅう市役所に来ていかに大変かというようなことを、客観的に把握をしている訳ではないです。断片的なことしか分からなくて、その大変さは、所管は建設部ですけれども、建設部が大変なのは良く分かりましたが、他の部に関しては、正直まだ分からないですね。出来れば、具体的にどのくらい大変なのか、今の状況ですよね。今後の見通しですか。いわゆるコロナを抑え込むということがコントロール出来ているのか、出来ていないのかというメッセージを私は出てはいないんじゃないかというふうに思って、それが、実際一番大事なところだと思っているんですが、現状はどうなんだと、もうちょっと細かく教えていただくと判断する中の一つになるのかと思ひまして、推測で大変だからやめるというのも、もうちょっと分かった上じゃないと判断できないと思うので、状況が分かれば教えていただいてよろしいですか。その上

で判断します。

○海老原委員長 今回の件は、事務局長。

○小松澤事務局長 勝田委員のおっしゃる通りだと思います。私もコロナ対策本部会議のメンバーでございまして、これまで、第1回会議が2月20日からだったと思います。昨日まで29回会議を開催してございます。対策本部会議は、市長他全部長と課長、健康増進課長が中心でやっております。実際、会議の資料も健康増進課が作っております。昨日もプレス対応を行っているのですが、そういったことも、健康増進課、保健福祉部中心に行っている状況でございます。先ほど副市長からもありましたけれども、現在20名が感染しておりまして、建設部、都市産業部については、ご存知の通り閉鎖している状況でございます。保健所の指導に基づいてやっているものでございまして、各課1名出た場合には1週間程度、複数名出た場合には2週間程度業務停止した方がいいであろうと、指導に基づいて11月30日までは閉鎖という状況になってございます。対応にあたっている職員がどういう状況かということが一番大きな問題かと思うんですけど、保健福祉部長、保健福祉部の課長については、11月の土日は1回も休んでいないという状況で、毎晩遅くまで残業をやっており、当然部課長だけではなくて、それに伴ってポスト係長、あるいはその職員が残業をやっている状況で、人事課のデータですけども、昨年と比較しまして、保健福祉部の健康増進課は中心となってやっているのでものを得ないですけど、残業は約倍になっている状況でございます。連日その会議に対する資料も作らなくてはならないので、そういった部分もあるんだと思います。今年の2月から第1波、第2波、第3波とある中で、それぞれ波はあるとは思いますが、大きな波が来た時には、かなりの職員がマンパワーを発揮して対応しなくてはならない状況でございます。先日も桜町1、2丁目のクラスター関係で1店、1店240店舗職員が分担して回っておりますが、そういったことも中心になるのは、保健福祉部であるというような状況でございます。特に給付金の時、今回もそうですけれども、市の方の基準で45時間を目安にそれ以上残業しないようにという状況でございます。その中で、60時間を超えると所属長の面談もある。いわゆる過労死になるという100時間もありますけれども、現在60時間に達している職員はいないようなんですけれども、給付金時には100時間を超えた職員もいたという状況でございます。現在、保健福祉部の健康増進課ですけれども、4月から10月までの集計で、年間300時間を超えている職員が2名、200時間を超えている職員が6名という状況で、他の職員もそれに準じて残業をやっていて、心身ともに疲労しているのかなという、私の個人的な感想ですけれども、そういうような状況でございます。以上でございます。

○勝田委員 ありがとうございます。参考にして判断したいと思います。

○海老原委員長 そういった上でご意見は。

○勝田委員 はい、ええと。

○海老原委員長 鈴木委員どうぞ。

○鈴木委員 コロナ対策に取り組まなければならない最前線である市役所で、クラスターが発生してしまった、というのが一つ。大変な問題で、全国の地方自治体でもこうい



うような状態になったというのはあまり聞いたことはない。その中で、一般質問ということになったんですけれど、まず、コロナ対策として密を作らない状態とか色々対策とやるべきことがある中で、どうなのかと、県知事もまず、土浦のクラスターを抑え込むことが大事だということも、記者会見でおっしゃっていた。そういう土浦市の役所の中だけではなく、外側の反応も私たちは気にしなければならない。そんな中で、普通通り一般質問を行うと、どうするんだろうと他の自治体の人たちも見ているだろうし、私たちの判断が試されているのではないかと思う。私自身も保健福祉部の何人かの課長さんと話を伺って、特に1階の福祉関係の窓口は常に弱者を相手に対応している。私たちが感染しているのではないかと非常に不安だということで、それで、本庁舎の職員はPCR検査を受けることになったんですけれど、職員の人たちは非常に不安な気持ちで仕事をしている。かと言って市役所に来ている人たちをないがしろに出来ない。一生懸命やっている状況です。そこで、議会がいつも通り一般質問を行って、特にコロナ関係の質問が増えた場合は、保健福祉部は非常に厳しい状況になると思うし、塚原委員長と私が文教厚生委員会ですけれど、委員会すら通常通り開いていいのだろうか、事前委員会はどうかという中で、一般質問をやっていくのは非常に厳しいのではないか。議員の職責としてやらなければならないけれども、ここは、一旦12月の一般質問はやらないようにして、今持っているそれぞれのテーマは、3月の時には代表質問もあるので、ここはまるっきりないということも出来ないで、あくまでもコロナの感染の状況もあるのですけれど、現在第3波が、震源地として桜町1、2丁目と市役所で出てしまったというところを考えたならば、私はやるべきではないということで、お願いいたします。

○吉田(博)委員 10年前の東日本大震災の時に、あの時、私が記憶している中では、土浦市の議会が初めて一般質問をやらないで、当初3月だったから、当初予算という大事な案件があったから、予算だけは通さないと4月から役所が成り立っていかない。というので、これもやはり、一般質問をやめて議案の方で議会は終えたという、10年前だな、東日本大震災からするとね。そういう経験がありました。それと、さっき東郷副市長が言った、今日も検査の結果が出て明日が最後かな。751人全部受けた中で、そうすると最近日本医師会とかウイルス関係の医者が言うのは、陽性率が上がっていると言うんだよね。陽性率というのは、PCR検査を受けた中での陽性率なんだけれども、9月10月までは5パーセントだったのが、今5.8パーセントで陽性率が上がっているんだよね。単純に計算して750人が受けて5.8パーセントということは、40人近くが市役所の中で陽性という結果が出るんじゃないかという気がするんだよね。そうになると、完全なるクラスターであって、市民生活どうするんだとか、もっともっと深刻になっていく中だから、今回12月は補正予算もある。コロナ関係の補正予算、前倒し予算とかね。専決処分した認定もある。大変重要な議決なんだよな。そういうことも考えると、今回は一般質問をやらないで、議案の方の審査という議会でもいいのかなと私は思います。以上です。

○海老原委員長 勝田委員決まりましたか。

○勝田委員 ありがとうございます。今回は一般質問はやらないという方向で私は賛

同いたします。

○海老原委員長 皆さんからご意見を伺ったんですが、はい、副委員長。

○吉田（千）副委員長 皆さんの話は良く承って、それぞれの思いは話を伺って分かったところでございますが、3月議会、もし無くなれば、そういうことなんですが、予算に反映するという、12月議会はとても大事な状況にあるというふうに思うんですね。3月になると予算は決まってしまうので、そういった意味からも、本来質問をさせていただきたいなと思うところです。また、市民から見た場合、先ほど、局長から、つぶさに昼夜問わず尽力していただいている。それは、非常に身にせまるような思いがあったところなんですが、中々そこは市民に伝わりにくい状況ということもあって、先ほど、お話があったように判断というのは、これから先、他のところでも出た場合の判断基準になって来る。そういった可能性というのものもある意味含んでいるのかなと、そういう大事な岐路に立っているだろうなという思いがいたします。そういった中で、最後にもう一度3月に伸ばしてしまうと、中々予算に食い込めない、そういったことがあるのだろうかというふうに、塚原議員さんから、ちょっと違う質問だと出来ないかなという話があったのですが、角度が違うかもしれませんが、そうした熱い思いを持って今考えている方もおられるということ、ここで私は、申し上げておかなければならない、そういう思いでございます。以上でございます。

○海老原委員長 その他、ございますか。

○吉田（博）委員 確かに副委員長の言うように、12月議会というのは来年度の予算に対して、各会派とか議員が要望をする議会なんです。会派としても、議会最終日に市長のところに要望書を持っていくとか、そういう議会なんだけど、それが通常なんだよね。それは、十分私分かります。私長くやっていますから。ただ、来年の予算編成どうなんだということもあるんだよね。完全に歳入は減るだろうし、予算編成をどういうふうにやるかというところがあるから、あまり、通常の次年度予算の要望というわけにはいかない。その辺が難しいから止めた方がいいのかなという気がする。通常ならね。来年度これから予算編成で、今は部課長あたりがやっているんだから、それも分からない少し遅れていたかもしれない。この状況だから、そういうところに要望というのはね、無理があるかなという気がする。大変議会としても、本当に苦しいところだよ。でも、こういう時代を総括的に見ないといけないと思う。

○小坂委員 私は、一般質問は賛成でやった方がいいと先ほども述べたのですが、非常に難しいですね。でも、決めなければいけないし、皆さんのご意見を聞いて議運としての方向は決まったと思います。そういう意味で私もこれ以上は言いません。よろしくお願いいたします。

○海老原委員長 皆さんからご意見をいただきまして、ここで、賛否を取らないようにしたいと思います。やはり、今回については、コロナ禍と言う特別な事情がございます。そういうことも踏まえまして、今回の一般質問は中止ということにさせていただきます。それでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○吉田（博）委員 議会運営委員会は断腸の思いで決断した。

○篠塚議長 ありがとうございます。今のご協議をいただいた件は、執行部にしっかりと伝えさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。また、重要な12月議会ということで、書面の質問をして書面での回答が出来るかどうか、問い合わせをしたいと思っております。皆様から頂いた意見を執行部に伝えてどのようにするか、判断させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○天貝事務局次長 事務局の方から、今一般質問が中止となりましたので、それに伴いまして、日程の変更が出てくることになりますので、ご議論いただいてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○天貝事務局次長 今申し上げましたように、一般質問が中止となりました。定例会の日程の変更が必要となります。資料のNo. 3をご覧くださいと思います。こちらは、元々予定していた日程（案）でございます。具体的に申し上げますと、議案質疑こちらをいつ行うのかということでございまして、パターンとしては二つあるかと思えます。資料の日程（案）の中で、こちらを参考にいただきながら、一つ目の案が、30日の開会日に市長から上程する議案の説明の直後に議案質疑をするパターンで、この場合、議案質疑の通告の暇がありませんので、臨時議会と同様に通告制ではなくなります。この場合のデメリットは通告制ではないので、執行部との質疑が噛み合わない可能性があるということと、議案の研究をする間がないままで議案質疑を迎えるということです。二つ目の案は、予算決算委員会の全体会が予定されている9日水曜日に議案質疑のために本会議を開催する案です。この場合、議案質疑の締め切りを7日月曜にすればいつもと同じスケジュールになります。もし議案質疑の通告がなければ本会議は委員会付託を行いすぐに散会することになります。

○海老原委員長 ただ今、議案質疑の件で二つの案が示されました。一つ目は、11月30日に議案質疑を行う。二つ目は、12月9日に議案質疑を行う。ということでした。これについては、いかがいたしましょうか。

○吉田（博）委員 議長、人事案件の全協はいつだっけ。

○篠塚議長 まだ、当初の予定通りでしたので、一般質問が無くなるということで、もし、先ほどのパターン2の場合に議案質疑を行えば、その時に全協を開催していただくようなことになろうかと思えます。

○吉田（博）委員 そうだよな。その方がスムーズでいいじゃない。一日で全協が出来るから、そうしよう。決まり。

（笑い声あり）

○海老原委員長 皆さんにお諮りします。議案質疑は2点先ほど説明がありましたが、日程（案）の通り、12月9日に行うことでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○海老原委員長 事務局それでいいよね。

○天貝事務局次長 はい、よろしいと思います。

○海老原委員長 では、その通りとさせていただきます。その他、この件に関してはございませんか。

○吉田（博）委員 最終日は変わらないよね。これは、日程通りだよ。了解。

○海老原委員長 事務局からは、議案質疑の件はこれだけだね。

（「はい」の声あり）

○海老原委員長 次第には議場内の出席人数調整とありますが、これは、一般質問が無くなりましたので削除させていただきます。次に、協議事項（３）請願・陳情について、事務局から説明願います。

○天貝議会事務局次長 提出期限まであと６日間ありますが、これまでに提出がありましたのが陳情２件でございます。資料No. ５をお願いいたします。受理番号７は、新川五号橋（常陽橋）存続に関する陳情書で、提出者は立田町の地区長の飯田功氏でございます。９６名の署名が付されており、事務局で確認しております。朗読いたします。趣旨、新川五号橋（常陽橋）は、元常陽新聞社社屋前の新川にかかる木の橋でしたが数年前に橋の上部を撤去したままの状態が続いています。このまま廃止になる可能性がありますので、長年新川六号橋（立田橋）と同様真鍋川に渡るための手段として親しまれた橋の存続をお願い申し上げます。さらに、仮に新川六号橋（立田橋）が補強修繕で通行止めになれば、国道と田中町側の橋まで迂回することとなりますので、早期の復旧も重ねてお願い申し上げます。陳情事項１新川五号橋（常陽橋）存続について、２早期の復旧について、令和２年９月３０日、以下省略いたします。付託する委員会についてご協議をお願いいたします。

○海老原委員長 この件については、真鍋の地元ですので、これについて計画はやることで決定していますが、そういったことも踏まえていかがいたしましょうか。

○吉田（博）委員 やるってことになったの。

○小坂委員 もっと上流の橋ではなくて。

○海老原委員長 上流の橋が五号橋。今、使っている橋の上部がここで言っている新川五号橋。

○吉田（博）委員 やるとかやらないとか陳情は受けているのだから、建設部の委員会の方でいい答えを出してもらえばいいじゃない。

○海老原委員長 では、受けるということで、産業建設委員会ということでよろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

○海老原委員長 続いてもう一つの陳情の説明をお願いいたします。

○天貝議会事務局次長 続いて受理番号８は、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度の創設を求める陳情書で、提出者は田村町の長坂慎一郎氏でございます。この陳情につきましては、署名が相当数付されておりましたが、押印の要件を満たしておりませんでしたので、署名が無かったものとしての扱いになります。それでは、朗読いたします。趣旨、加齢性難聴は、４０歳ごろから始まり、７０歳代で１／３、８０歳代では２／３の人がなると言われています。放置しておくと、コミュニケーションを困難

にするなど、日常生活の質を落とす原因となります。加齢性難聴は、難聴者の社会参加を困難にし、閉じこもりや寝たきりを引き起こします。そればかりではなく会話することで脳に入る情報の減少により、脳の機能の低下をもたらし、うつ病や認知症につながると言われています。加齢性難聴者が早期に補聴器を装着することは、難聴者のためになるばかりではなく、高齢者の社会参加、認知症の予防、健康寿命の延伸、介護などの医療費の抑制など社会的利益にもつながります。日本において補聴器の価格は、片耳当たりおおむね8万円から、25万円であり、保険適用でないため個人の全額負担となっています。身体障害者福祉法の医療控除対象者を除くと約9割は自費で購入しています。特に低所得の高齢者に対する配慮が求められます。肝心なことは、補聴器を早期から装着するための補助制度を創設することです。欧米では補聴器購入に対して公的補助制度があり、日本でも東京都江東区の補聴器の現物支給、茨城県の古河市など多くの地方自治体で購入補助制度の実施が始まっています。土浦市においても、高齢者が生活の質を落とさず、心身ともに健やかに過ごし、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながる加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度を創設することを求めます。陳情事項、土浦市に加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的助成制度の創設を求めます。令和2年11月19日、以下省略。以上でございます。

○海老原委員長 こちらについては、いかがいたしましょうか。文教厚生委員会に付託することでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○海老原委員長 それでは、受理番号8については文教厚生委員会に付託いたします。次に、協議事項（4）請願・陳情によらない意見書提出依頼について、提出者の公明党土浦市議団吉田副委員長から説明願います。

○吉田（千）副委員長 今回、国に対して不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書の提出をお願いするものでございます。その前に、土浦市において、特定不妊治療を受けた方に対し、茨城県の助成に上乗せして助成をいただいております。このことに心より感謝をするものでございます。そうした中で、今般国に対して不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書の提出でございます。趣旨を朗読させていただきます。日本産科婦人科学会のまとめによりますと、2018年に不妊治療の一つである体外受精で生まれた子どもは5万6,979人となり、前年に続いて過去最高を更新したことが分かりました。これは実に16人に1人が体外受精で生まれたことになります。また晩婚化などで妊娠を考える年齢が上がり、不妊に悩む人々が増えていることから、治療件数も45万4,893件と過去最高となっています。国においては2004年度から、年1回10万円を限度に助成を行う、特定不妊治療助成事業が創設され、その後も助成額や所得制限などを段階的に拡充してきています。また、不妊治療への保険適用もなされてきましたが、その範囲は不妊の原因調査など一部に限られています。保険適用外の体外受精や顕微授精は、1回当たり数十万円の費用がかかり何度も繰り返すことが多いため、不妊治療を行う人々にとっては過重な経済負担になっている場合が多い状況となっています。厚生労働省は、不妊治療の実施件数や費用などの実態調査を10月から始

めていますが、保険適用の拡大及び所得制限の撤廃も含めた助成制度の拡充は、早急に解決しなければならない喫緊の課題であると考えます。以上の理由から、不妊治療を行う人々が、今後も安心して治療に取り組むことが出来るよう、不妊治療への保険適用の拡大を求める意見書を土浦市議会として、地方自治法第99条の規定に基づき、国に提出するようお願い計らい願います。以上でございます。

○天貝議会事務局次長 請願・陳情によらない意見書提出ということで、今後の事務手続きについてご説明させていただきます。前回6月定例会でも、全国議長会からの意見書提出依頼がございました。それと同じような流れになると思います。本日意見書提出の依頼を議運で内々に付託してやりましょう、ということになれば、12月定例会中の本委員会付託先の委員会で、協議をいただいて、その委員会で議案として上げていこう、ということになれば、最終日の全協で諮ることになります。その全協で3/4以上の理解が得られれば、最終日委員会提出議案として意見書提出の議案が提出されるという流れになります。

○海老原委員長 いかがいたしましょうか。

○鈴木委員 この案件から見て、文教厚生委員会に来るんですよね。常任委員会で審議する。文教厚生委員会で審査するけど経験がないから、今聞いているんですけど、請願・陳情、通常は、採択、不採択と決を採るけど、同じように審査するということでしょうか。

○天貝議会事務局次長 簡単に申し上げますと、同じようにということです。委員会として、例えば、文教厚生委員会として、これを本会議に上程して行こう、ということになれば、委員会で決を採っていただいて、賛成になれば全協で諮るということになります。

○鈴木委員 提出者の公明党土浦市議団の代表の吉田さんに質問したいのですが、なぜ、通常の請願・陳情ではなく、この形を取られたのか教えていただきたい。

○吉田（千）副委員長 私ども、例えば団体で請願・陳情となりますと、様々な団体のところがあるわけです。そうではない形での意見書の提出ということで、こういう方法を取らせていただいたのでございますけれど。そういう答えなのですか。

○鈴木委員 公明党土浦市議団としての請願・陳情を出すというのは、何かの団体ではないからスルーしたくはなかったということでしょうか。

○吉田（千）副委員長 そういうことでございます。公明党土浦市議団として、でございます。

○吉田（博）委員 重みが違う。重みがこっちの方が重い。

○海老原委員長 鈴木委員よろしいですか。

○鈴木委員 はい。

○海老原委員長 それでは、所管は文教厚生委員会だと思うのですが、内々に付託してよろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

○海老原委員長 それでは、そうさせていただきます。次に、協議事項（5）人生百年

時代におけるシルバー人材センターの決意と支援の要望について、事務局から説明をお願いします。

○天貝議会事務局次長 資料No. 7をお願いいたします。人生100年時代におけるシルバー人材センターの決意と支援の要望でございます。毎年この時期に出されているもので、要点としましては、本文の後ろから5行目からの特に市町村においては国の補助金と同額以上の補助金の確保、更にはセンターに対する市町村等の公共からの事業発注の確保について強く要望いたします。という部分になります。先例では全協にコピーを配布することとなっておりますので、ご協議をお願いいたします。

○海老原委員長 それでは、全員協議会で全議員にコピーを配布することで、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○海老原委員長 それでは、ただ今のとおり決定いたします。次に、協議事項（6）令和2年度議会費における費用弁償及び旅費の取り扱いについて、事務局から説明をお願いします。

○天貝議会事務局次長 資料No. 8をお願いいたします。各常任委員会や議運、広報広聴委員会の行政視察の実施につきましては、以前の議運でご協議いただき、各委員会の判断に委ねるということに決定し、現在に至っております。行政視察に係るいわゆる旅費は、議員分の費用弁償が432万円で、随員職員分が54万円、合計486万円が現在未執行になっております。以前ご協議いただいた際には、3月の第1回定例会で減額補正する方法も話題に上りました。もし3月で補正となった場合は、補正予算案の締め切りが例年1月下旬になりますので、12月定例会中には結論を出す必要がございます。選択肢としては、土浦市議会として今年度の行政視察は行わないことを決定し、3月に減額補正する。あるいは、このまま予算を未執行のまま流してしまう。この場合、全額不用額として残ってしまうので、来年度の監査で理由が求められることになります。もう一つの方法としては、今後の行政視察の可能性を残しておいて、1回分の旅費を残して、その他を減額補正する、という3パターンがあるんだろうと考えております。ご協議をお願いいたします。

○海老原委員長 皆様、ご意見等ありますか。

○鈴木委員 12月の議会に間に合わせるということは無理なのね。仮に、減額補正をする場合でも、12月に決めて3月という流れですか。

○天貝議会事務局次長 これから厳しい状況ですので、締め切り等も過ぎておりますので、3月議会で結論を出して、全協等で合意形成を諮った上で、3月定例会という流れがよろしいかと思います。

○海老原委員長 鈴木委員よろしいですか。

○鈴木委員 はい。

○吉田（博）委員 別のことだけど、各委員会の費用弁償これはいいと思う。議会12月で減額補正するからこれはいい。会派に来る各議員の政務活動費、あれについては、皆さん普通の年と違うから、若干使ってはいるだろうけれど、ほとんど使っていない状

況だろうから。それは、3月までだよな。3月までに精算をして余った金額を市の方に返す、そういう形でいいんでしょう。

○天貝議会事務局次長 年度当初にコロナ禍が始まった頃に議論していただきましたけれども、政務活動費の年度途中の返還は寄付行為に当たる可能性があるので、やらない方がよろしいでしょう、と話し合っていました。そういったこともありますので、3月までは、通常の政務活動費として活用していただいて、精算した上で返還という流れがよろしいかと思います。

○吉田（博）委員 了解。

○鈴木委員 今の質問に関連してですが、例えば、一つの会派があって、その会派が解散しました。同じメンバーで再結成する。二つに別れる等ありますが、政務活動費の申請をしなかった場合にはどうなりますか、という質問と、一つの会派から個人的に何人かの人が離脱した方が、やはり政務活動費を申請しなかった場合、その場合のお金の行方はどうなるのか教えてください。

○天貝議会事務局次長 解散あるいは離脱ということになりますと、その時点で一度市に返還していただきます。新たにある会派が発足した場合には、政務活動費を請求出来ますので、請求をしなければそのままということになります。

○鈴木委員 それを請求しなかった場合、そのお金は不用額として残るのか、それとも、市の方の財政として残るのか、その辺はどうなんですか。

○天貝議会事務局次長 返還されても議会の方に残っております。そのタイミングによっては補正減も可能でございます。

○鈴木委員 今のタイミングでそういうことが起きた場合には、今の旅費の取扱いと同じようなお金の流れでいくのかな。

○天貝議会事務局次長 第1回定例会で補正減の補正予算することは可能です。

○鈴木委員 分かりました。

○海老原委員長 よろしいですか。その他、ございませんか。

（「なし」の声あり）

○海老原委員長 費用弁償及び旅費の取扱いについては、今定例会で決定して3月に補正で提案することで、それでいいかどうか決める。

○吉田（博）委員 この議会で決めるんだろう。

○海老原委員長 この議会で決めて、3月の補正予算で減額をするということによろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○海老原委員長 それでは、そうさせていただきます。

○天貝議会事務局次長 確認ですけれども、資料に載せております費用弁償、各常任委員会の旅費、こちらは、議運としては、本年度行政視察は行わないという判断でよろしいですか。そうしますと、今までは、各委員会に任せると言う判断であったのですけれども、それを変更してそういった形にして、今後全協で皆さんに伝えるという結論でいいでしょうか。



○吉田（博）委員 そうだな。その方がいいだろうな。議運はこういうふうに決まってみんなに返しませう。それでいい。

○勝田委員 理解が足りなくて申し訳ありませんでした。3パターンあるという話だったのですが、3パターンで何をやるんだっていうのを決めるのかなと思っていました。各委員会が費用弁償、視察はもう行かないということでもいいだろうと、今合意を採っているのですか。

○海老原委員長 議運でもう行かないと決めちゃおうということ。

○勝田委員 分かりました。

○海老原委員長 今言っているのはね。

○吉田（博）委員 他の委員会もね。

○勝田委員 1回分残すというのも選択肢とありましたけれど、もう行かないということですね。

○海老原委員長 そうです。

○勝田委員 分かりました。

○小坂委員 今の状況では、その辺のことをやれるような状況ではないということも含んでの議運で、決めてもいいのではないかというような、皆さんの意見であろう思います。前回常任委員会で言うことで、それは常任委員会に1回諮ってもう1回持っていきますというのもあるかと思います。この状況を皆さんの認識としては厳しいとほぼ同じだと思うので、後は委員長にお任せいたします。

○吉田（千）副委員長 1月下旬までには決めなくてはならないので、各委員会の視察、これは今の状況を鑑みますと行けないという状況に思いますので、減額補正を行かないと言う選択肢で決めていただければと思います。

○天貝議会事務局次長 小坂委員の意見を受けまして、議長と相談させていただいたのですけれども、やはり、全議員にお知らせしたり、諮るという方法もあるのかなということで、本定例会中の常任委員会で、そういったことを議論していただいて、それでいいだろうということであれば、さらに議運を開催して結論づけるという方法もありますので、ご協議をお願いいたします。

○海老原委員長 各委員会で確認していただいて。

○吉田（博）委員 どちらの方が民主的だ。

○篠塚議長 この件に関しましては、各委員にお任せすると言う形になっておりましたので、委員会の方で諮っていただいて、それからもう1度決定した方が民主的かと思えますので、ただ、議運をもう1度開催していただかなければいけないということもありますので、調整をお願いいたします。

○吉田（博）委員 議運としては返しませうという話になったと、一言加えておかないと、そういうことを前提に各委員会で議論すればいいんだよ。

○勝田委員 各委員会で議論した結果、委員会によって異なる見解になることもありますよね。それでも、最後に全協で全体でどうするかを統一するということですか。それとも、各委員会で、例えば、産業建設委員会でどうしても残してくださいという意見が

あれば、それはそれで、その委員会だけ残す、そういうことなんですか。

○吉田（博）委員 そうなるよな。委員会重視だ。

○篠塚議長 結果的には勝田委員が言った通りなのですが、大前提として、不用額として残ってしまう、となぜ不用額が残ったと監査の方で、実際こういう研修費はいらないのではないかと指摘になることなので、形として不用額を残さないのか、補正減額をした方がいいのか、それも含めて議論をやっていただけたらと思います。

○勝田委員 監査で指摘をされること事態避けた方がいいだろうということなのですが、これは、ちゃんとした理由があることですから、監査で指摘をされた場合にはそれでいいのではないかと。そういうものではないのですか。

○天貝議会事務局次長 今お話しいただいたように、理由がしっかりしていれば問題ないかと思います。この時点で、かなりの金額が残っておりますので、全て使い切るののは難しく現実には不可能と思いますので、この金額がすべて残っているというのは理由にはならないと思います。

○勝田委員 ありがとうございます。

○小坂委員 今の意見を受けまして、やはり、不用というのをやるというのは議会の先例の中で非常に難しい。使わなかったというのが事実として残るのはあまり良くない。それはそういうこととしまして、当然、常任委員会で議論された方がよろしいかと思うのですが、ここに議運の中で、こういう状況と予算の執行の仕方というか、手続の問題も含めて説明をして、補正にならざるを得ないということを付けて委員会にお願いをして、その後、議会運営委員会をやっていくという方向で、説明は必要だと思うので、今行けないかもしれないけど、行ける選択もあるのになぜだと思うので、この中での議論をした方がよろしいのではないかと思いますので、本日結論を出していただければと思います。

○海老原委員長 議運としては行かない、という結論が出て。

○鈴木委員 議長からの問題提議だと思うけど、議運というのは議長の諮問機関という形で、そういうふうに諮問されてきたものに対して、私たちがどういうふうに答えるかで、それを、常に委員会に下請けに出しながら決めてきた。議運そのものが薄れてくると思うのです。だったら、ここで議運の方で決めて、決めた理由はこうなんです、というのを全協で示していいのではないかと思いますので、私は今日決めてしまっていると思います。

○吉田（博）委員 鈴木君の意見を聞いていると、各常任委員会というのは、全体的に権限があるんだよ。議運で決めたから、下請けじゃないけれど各常任委員会は、こうだというわけにはいかない。これは、あくまでも議長の諮問を受けた議運は、こうした方がよいでしょう、こういう意見になりました。ということで、普通の全議員に言うのとは違う。常任委員会というのは大きいんだよ。すごいボリュームがあって、ここで、俺に言わせれば、この通りに返しましょう。マイナス補正をやると、後は、各常任委員会を取り仕切るのは委員長だから、委員長の裁量にお任せしましょう。ね、二人の委員長。委員長の裁量というのはそういうところを問われる。

○塚原委員 文教としては、もう今年度は止めよう、ということを決めておまして、更生という形で、コロナの中でその部署は行っているのかというみんなからの意見があって、今期文教は行くのは止めましょう。積み立ても止めています。そういうのもあって、今期文教は行かないことにしています。

○海老原委員長 文教厚生委員会は行かないと決まったにしても、それぞれの委員会で諮っていただいて、もう一度議運として、議会全体としてどうするかということをも、もう一回議運の時に諮るということで、よろしいでしょうか。

○吉田（博）委員 全協の時、議運の委員長がしっかり言えよ。こうだよって言えよ。みんなが納得するように言えよ。

○小坂委員 全協をやる前に、議会運営委員会を開いて受けて決めました。やっぱり言わないといけないのかな。その後全協になる。そういう意味なの。最初から全協に言って、委員長が言えばそれで終わりなの。

○海老原委員長 議運の委員長はこうしてくださいと方針は言いますが、最終的に決定するのは各常任委員会。

○小坂委員 それで間に合うの。

○天貝議会事務局次長 流れですけれども、初日30日の全協で委員長の方から議運の考え方はこうであると、ご報告をいただいて本定例会中の委員会で、その旨ご協議いただきます。それから、先ほど内々に付託されました意見書提出（案）が出ておりますので、もし通れば最終日に議運と全協がございますので、その他でご協議をいただくことになるかと思います。

○海老原委員長 よろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

○海老原委員長 それでは、その通りとさせていただきます。その他、事務局からありますか。

○天貝議会事務局次長 事務局から2点ございます。まず、1点目ですけれども、先ほど執行部からも説明もありましたように、期末手当の減額の人事院勧告に伴いまして、条例等の所要の改正がございました。議案として提出されることとなります。それに伴いまして、議員24人分の合計減額額、65万2,000円こちらを補正する議案を提出させていただいておりますので、お願いいたします。もう1点でございます。執行部から説明がありましたように、本定例会で、機構改革の条例改正がございます。これに伴いまして、土浦市議会の委員会条例第2条に、各常任委員会の所管について規定がございますので、少なくともこの部分については、改正が必要になってきます。委員会条例の改正につきましては、議運の所管事項ということになっておりますので、改正の議決は第1回定例会で行えばよろしいかというかと考えてございます。従いまして本日の協議は予定してございませぬけれども、今後全協等で、流れを説明した上で次回の議運でご協議いただきたいというふうに考えてございます。

○海老原委員長 その他、ございせんか。

○鈴木委員 今、同じ委員会の塚原委員長と話をしないで申し訳ないのですが、文教厚

生委員会の部が1つ増えるわけですね。かなり長時間に渡って文教厚生委員会やってきたわけで、それがまた1つ増えると、特に保健福祉部の部分の特別会計が多いわけですよ。もし条例改正があるのであれば、委員会を4つにしてもらって、教育と福祉という部分を分けてもらいたいというのがあるので、それは、今議論するのではなくてそういう考え方で考えていただく、議論した結果だめならだめでいいのですけど、ただ、文教厚生委員会という現状として3密にはなるし、長時間密室会で小野事務局も良く分かっていると思うけど、10時に始まって5時に終わればいいみたいな始まり方を毎回しているの、その辺をご検討いただきたいなという要望です。

○吉田（博）委員 それは、花形委員会だな。すごいな。俺も一度行ってもみたい。

○篠塚議長 12月第4回定例会ですが、11月30日になっています。ただ、4階フロアが閉鎖している状態なので、それについて、事務局から説明させます。

○天貝議会事務局次長 今お話がありましたように、駐車場の4階5階から入っていただくと、通常本庁舎4階のフロアになりますけれど、その部分が閉鎖されております。今日も来ていただいたように、3階から入っていただいて4階に上がっていただくということをお願いしたいと存じます。傍聴者につきましては、下から上がっていただく他、先ほど施錠されている部分に、係員を立たせる予定でございます。傍聴者のみを入れる手はずでございます。

○篠塚議長 4階は全部消毒も済んでございますし、職員も全員PCR検査も実施しております。どちらかというとクリーンルームになっております。議員の皆様におかれましては、うがい、手洗いを徹底していただくことを、入っていただく時には検温していただくのと、消毒とアマビエちゃんの登録を忘れずにご協力いただきたいと思いますので、お願いいたします。

○海老原委員長 その他、ございませんか。

○小坂委員 日程の件ですけど、常任委員会を一日でやるようになるんですけど、ずらさなくていいのかと思って、すいません。9日常任委員会。

○吉田（博）委員 下にあるでしょう。10日から。

○小坂委員 その下。

○吉田（博）委員 常任委員会とあるでしょう。

○小坂委員 じゃここでやればいいの。ずらしてやればいいのね。そういうことですよね。

○天貝議会事務局次長 日程にございますように、9日に予算決算委員会の全体会を予定してございます。それから、その後10、11、14辺りで、3委員会をやっていたければよろしいかという考えがございます。

○小坂委員 了解です。

○天貝議会事務局次長 日程につきましては、30日初日に各委員長にご相談をさせていただきたいと考えております。

○海老原委員長 よろしいでしょうか。

（「はい」の声あり）

○海老原委員長　以上で議会運営委員会を閉会します。お疲れ様でした。